

国内経済要録

◇公定歩合の引下げ

わが国の経済金融情勢は、引き続き総じて安定的な推移をたどり、この際公定歩合を引き下げるも基調に格別の変化を生じないものと見通されるに至つたので、本行は金利政策の弾力的運用を期し、金融正常化をさらに一步進める趣旨から基準割引、貸付利子歩合を一律日歩1厘引き下げるのこととし、2月19日から実施した。引下げ後の公定歩合は次の通り。

- (1) 商業手形割引歩合……日歩1錢9厘 (年利 6.935%)
- (2) 輸出前貸手形割引歩合
……日歩1錢4厘 (年利 5.110%)
- (3) 輸出前貸手形を担保とする貸付利子歩合
……日歩1錢5厘以上 (年利 5.475%以上)
- (4) 輸入決済手形または輸入運賃手形を担保とする貸付利子歩合……日歩1錢9厘以上 (年利 6.935%以上)
- (5) 国債またはとくに指定する地方債、社債その他の債券を担保とする貸付利子歩合
……日歩2錢以上 (年利 7.300%以上)
- (6) その他のものを担保とする貸付利子歩合
……日歩2錢1厘以上 (年利 7.665%以上)
- (7) 当座貸越利子歩合……日歩2錢2厘 (年利 8.030%)
また、本行保有手形を売却する場合の割引日歩も、上記公定歩合の変更に伴い日歩2錢 (年利 7.300%) — 現行日歩2錢1厘 — に変更し、2月19日から実施した。

◇都市銀行など15行、本行預け金増額について申合せ

都市銀行13行および日本興業銀行、日本長期信用銀行の15行では、金融正常化の一環として自主的に支払準備の充実を図るという趣旨により、2月2日本行に対する預け金の残高を増額するため次のような申合せを行なつた。

- (1) 各行はそれぞれ本年1月の要求払預金平均残高 (総預金から定期預金および定期積金を除いた預金の平均残高) を基準として、2月の日本銀行預け金勘定平均残高をこの基準の0.31%以上とする。
- (2) 3月以降についてはそれぞれ前月の要求払預金平均残高を基準として、預け金率は毎月0.17%ずつ増加し、9月には8月の要求払預金平均残高の1.5%以上に達す

ることを目標とする。

◇外国為替引当貸付の利子歩合変更

海外金利の変動に伴い、本行はドイツ・マルクおよびオランダ・ギルダー各通貨表示期限付輸出手形を引当とする外国為替引当貸付の利子歩合を次の通り変更した。

	(実施日)	(改訂前)	(改訂後)
ドイツ・マルク 表示手形引当貸付	1月17日	日歩9厘	日歩8厘
オランダ・ギルダー 表示手形引当貸付	1月31日	" 7厘	" 6厘

◇本行、インドネシア賠償に伴う輸出関係所要資金に輸出前貸手形制度を適用

日本のインドネシアに対する賠償 (昨年1月20日調印、賠償総額223百万ドル、当初11年間は年20百万ドル、12年目3百万ドル) は、このほど実施段階に入つた。これに伴い本行は、賠償の円滑な実施に資する趣旨から、本件輸出関係所要資金につき輸出前貸手形制度の適用を認め、1月13日から実施した。

◇標準決済規則の改正

政府はこのほど外国為替管理法に基く標準決済規則を大要次の通り改正、1月31日から実施した。

- (1) 決済通貨地域が従来「ドル地域」「特別決済勘定地域」「その他の地域」の3区分となつていたのを、「特別決済勘定地域」および「特別決済勘定地域以外の地域」の2区分とした。
- (2) 標準決済方法として認められる決済通貨は、従来「ドル地域」との間では米ドル、カナダ・ドル、スイス・フランに限られ、「その他の地域」との間では受取がオープン・ドル以外の指定通貨、支払が米ドル、カナダ・ドル、スイス・フラン、オープン・ドルを除く指定通貨(いわゆる軟貨)に限られていたのを、今後は「特別決済勘定地域以外の地域」との間では受払ともオープン・ドル以外の全指定通貨に拡大されることになつた。これは昨年末行なわれた英ポンドなど欧州主要国通貨の交換性回復に伴い、標準決済規則も米ドルなど硬貨扱の諸通貨と英ポンドなど軟貨扱の諸通貨とを区別する必要がなくなつたため採られた措置である。